

○関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成5年6月25日

関市条例第26号

(廃棄物減量等推進審議会)

第2条 一般廃棄物の減量に関する事項、**一般廃棄物の処理に関する基本的事項**その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を**審議**させるため、関市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、**市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。**

3 審議会は、委員20名以内をもって構成する。

4 委員は、住民の代表者、学識経験者、事業者、各種団体の代表者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理計画)

第4条 廃掃法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画は、市長が定めるものとする。

2 前項の処理計画には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に定める**処理基本計画**及び処理実施計画により、廃掃法第6条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

3 市長は、第1項の処理計画を定めたときは、速やかに告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

○関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

平成5年6月25日

関市規則第16号

(廃棄物減量等推進審議会の運営)

第2条 条例第2条第1項に規定する廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)には**会長及び副会長**を置き、**委員のうちから互選**する。

2 会長は、審議会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

5 審議会の会議は、**委員の過半数が出席しなければ開くことができない。**

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。